

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する，地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき，指定公金事務取扱者を指定したので，同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

伊丹市上下水道事業管理者 大西俊己

記

1 指定公金事務取扱者

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
KDDI株式会社	東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

2 公金事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日